

香美町告示第83号

入 札 公 告

町有地の売却について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記のとおり一般競争入札に付す。

平成26年 8月 1日

香美町長 浜 上 勇 人

記

1 入札に付する町有地及び予定価格（最低売却価格）

筆 数 2筆

所在地番 美方郡香美町香住区七日市字下川原179番23

美方郡香美町香住区七日市字下川原179番45

地 目 宅地

公簿地積 224.07㎡

予定価格（最低売却価格）9,900,000円

2 入札参加の申込方法等

(1) 申込用紙の配付期間

平成26年8月1日（金）から平成26年8月22日（金）までの開庁日で、午前8時30分から午後5時15分までの時間とする。

(2) 申込書の配付場所

香美町総務課管財係

（香美町ホームページからダウンロード可）

(3) 申込資格

次に該当する以外の個人又は法人

- ① 成年被後見人、被保佐人及び被補助人で不動産取引制限のある者又は破産者で復権を得ない者
- ② 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立
がなされている者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づ
く再生手続開始の申立がなされている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７
号）第２条第２号から第６号に該当する者
- ④ 売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２
３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、第５項に規定す
る性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- ⑤ 香美町に係る町税を完納していない者

(4) 申込方法

① 申込受付期間

平成２６年８月１日（金）から平成２６年８月２２日（金）までの開庁
日で、午前８時３０分から午後５時１５分までの時間とする。郵送による
申込書の提出は不可とする。

② 申込先

香美町総務課管財係

③ 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書兼受付書

イ 上記２の(3)の①から⑤に該当しない旨の誓約書

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

エ 住民票（法人の場合は商業（法人）登記簿謄本）

④ 申込みに当たっての留意事項

ア 申込みをしない者は、入札に参加できないものとする。

イ 申込みの取り下げは、申込受付期間内に限って行うことができるもの
とする。

3 現地説明

実施日：平成26年8月18日（月）午前10時から午前11時まで
（現地集合）

4 入札の実施

(1) 実施方法

① 提出方法

入札書は、封筒に入れて封かんし、とじ代には割印を押すものとする。
郵送等による提出は不可とし、持参のみ受け付ける。

② 提出期間

平成26年8月20日（水）から平成26年8月26日（火）までの開
庁日で、午前8時30分から午後5時15分までの時間とする。

③ 提出先

香美町総務課管財係

④ 提出日に持参しなければならないもの

ア 入札保証金返還依頼書

イ 入札保証金振込済みの納付書（領収印を押したものに限る。）

ウ 委任状（代理人により入札書を提出する場合のみ。代理人の印鑑登録
証明書を添付すること。）

(2) 入札書の作成方法

① 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数
字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」マ
ークを記入すること。

② 年月日は、入札日（提出日）を記入すること。

③ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え、又は撤回すること
はできないものとする。

(3) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

② 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれら
の者がさらに他の者を代理してした入札

- ③ 不正行為等によってされたと認められる入札
- ④ 入札保証金が振り込まれていない入札又は入札保証金の額が所定の額に達していない入札
- ⑤ 入札金額が予定価格（最低売却価格）未満の入札
- ⑥ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印（実印）のない入札又はこれらが分明でない入札
- ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 入札保証金について

- ① 入札に参加する者は、入札書提出までに所定の納付書により、入札保証金を振り込まなければならないものとする。
- ② 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- ③ 落札者以外の者が振り込んだ入札保証金は、入札終了後、返還するものとする。
- ④ 返還する入札保証金には、利息は付さないものとする。
- ⑤ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、申し込み資格のない者であることが判明し、失格した場合も含む。）は、入札保証金は返還しないものとする。

(5) 開札

開札は、原則として入札者又はその代理人の立会いのもと行うものとする。

- ① 実施日時
平成26年8月27日（水）午前9時30分から
- ② 実施場所
香美町役場3階 大会議室

(6) 落札者の決定方法

- ① 町が定めた予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、有効な入札のうち、最高金額の入札者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき同価の入札者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退できないものとする。（該当者が会場にいない場合は、入札執行者が指名した者が代わりにくじを引くものとする。）

(7) 開札結果の公表

開札結果は、落札者の氏名、落札金額を公表するものとし、その他の者については、入札金額のみを公表するものとする。

(8) 開札の中止

開札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

5 契約の締結

- (1) 落札者は、1 週間以内に売買契約を締結し、同時に売買代金の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を支払うものとする。
- (2) 契約締結と同時に、入札保証金を契約保証金に充当するものとする。
- (3) 契約保証金は、売買代金と契約保証金との差額の支払いと同時に、売買代金に充当するものとする。
- (4) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、権利義務を第三者に譲渡することはできないものとする。

6 所有権の移転、物件の引渡し等

- (1) 売買代金が全額支払いされたとき所有権は移転し、所有権移転の登記手続きを町が行うものとする。
- (2) 所有権移転の登記手続きが完了した後、引渡し時の現状で物件を引渡すものとする。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転の登記に要する登録免許税等、売買契約の履行に関して必要な一切の費用は買受者の負担とする。
- (4) 売買代金完納後、買受者を義務者として課される公租公課は、買受者の負担とする。

7 用途の制限

当該物件については、契約書において以下の制限が付されるものとする。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」第 2 条第 2 号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成

員がその活動に利用する用途に使用してはならないこと。

- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条第1項に規定する風俗営業、第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途に供してはならないこと。

8 その他

入札希望者は、本公告の記載内容及び売却物件の法令上の規制等をすべて承知したうえで入札するものとする。